

令和 8 年度  
札幌地区吹奏楽連盟  
規 程 集



〒001-0034 札幌市北区北34条西7丁目3-1  
札幌市立北陽中学校内  
TEL (011) 726-4248  
FAX (011) 716-4184  
E-mail: info@sapporo-suiren.com  
080-8290-5724 (直通)

# 札幌地区吹奏楽連盟規程集

## 札幌地区吹奏楽連盟規約

### 第一章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、札幌地区吹奏楽連盟と称する

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を事務局長の勤務先内におく

(組織)

第3条 本連盟は、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の札幌地区として、小学生部会・中学生部会・高等学校部会・大学部会・職場部会・一般部会の六部会をもって組織する

### 第二章 目的および事業

(目的)

第4条 本連盟は、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の掲げる目的に則して、地区の吹奏楽および管打楽器による音楽の普及、向上に寄与することを目的とする

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 地区コンクール・コンテストの開催
- 2 吹奏楽の演奏会・講習会等の開催
- 3 指導者の育成
- 4 その他、目的を達成するために必要な事業

### 第三章 役員

(役員)

第6条 本連盟に、次の役員をおく

理事長	1名
副理事長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
事務局員	若干名
事務局会計	2名
常任理事	若干名
理事	加盟団体責任者もしくは加盟団体責任者より
監事	2名 推薦され、常任理事会で承認された学識経験者

(役員を選出)

- 第7条
- 1 理事長は、理事による投票においてこれを選出する
  - 2 副理事長、常任理事および事務局長は、理事長が原則として理事の中より委嘱し、総会の承認を得る
  - 3 事務局長は、常任理事が兼任する
  - 4 事務局次長・事務局員・事務局会計は、常任理事の中から事務局長が推薦し、理事長が委嘱する
  - 5 監事は理事より選任する

(役員職務)

- 第 8 条
- 1 理事長は本連盟を代表し、連盟の運営にあたり、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の召集する会議に出席する
  - 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があったときは、その職務を代理する
  - 3 常任理事は常任理事会を組織し、連盟の運営を審議し、執行する
  - 4 監事は事業の運営ならびに会計を監査する

(役員任期)

- 第 9 条
- 1 役員任期は2年間とし、再任を妨げない
  - 2 補欠または増員により選任された役員任期は、従前よりの役員任期満了と同時に終わるものとする

(事務局)

- 第 10 条
- 1 本連盟の事務を処理するため、事務局をおく
  - 2 事務局長は、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の召集する会議に出席する

(名誉理事長)

- 第 11 条
- 本連盟にきわめて功績を残した理事長を、常任理事会の推薦により総会の承認を得て、名誉理事長に推挙することができる

(顧問)

- 第 12 条
- 1 本連盟に顧問をおくことができる
  - 2 顧問は常任理事会の推薦により、総会の承認を得て、理事長がこれを委嘱する
  - 3 顧問は、理事長及び常任理事会の諮問機関とする

#### 第四章 会議

(会議の種類)

- 第 13 条
- 会議は総会・常任理事会・代表者会議・実行委員会とする

(総会の招集)

- 第 14 条
- 1 総会は理事をもって組織し、理事長がこれを招集する
  - 2 総会は定例総会の他、理事長が必要と認めるとき、および理事総数の3分の1以上から請求あるときは、臨時総会を招集する

(常任理事会の招集)

- 第 15 条
- 常任理事会は、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、事務局員、事務局会計、常任理事、監事をもって組織し、随時理事長がこれを招集する

(実行委員会)

- 第 16 条
- 本連盟の主催する事業を行なうとき、必要に応じて実行委員会を組織することができる

(会議の定足数)

- 第 17 条
- 1 総会・常任理事会は、その構成員の半数以上をもって成立する。但し、委任状によってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす
  - 2 議決は、過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
  - 3 総会の議長は、常任理事会で選出し、総会の承認を得る

(会議の議決事項)

- 第 18 条
- 総会に付議する事項
- 1 事業及び決算報告

- 2 事業計画及び予算
- 3 役員の選出
- 4 規約の改訂
- 5 名誉理事長および顧問の承認

常任理事会に付議する事項

- 1 事業運営に関する事
- 2 会計の運用に関する事
- 3 (一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟および、その他の関係団体との連絡に関する事
- 4 その他の必要な事項

実行委員会に付議する事項

- 1 事業運営に関する事
- 2 その他の必要な事項

## 第五章 会 計

(経費の支弁)

- 第 19 条
- 1 本連盟の経費は、加盟金およびその他の収入をもって充当する
  - 2 本連盟の会計事務は、事務局がこれを担当する

(会 費)

- 第 20 条
- 本連盟に加盟する団体は、次の加盟費を期日までに事務局あて納入するものとする
- |      |         |                        |
|------|---------|------------------------|
| 小学生  | 10.000円 | (札幌地区5.000円 北海道5.000円) |
| 中学生  | 12.000円 | (札幌地区6.000円 北海道6.000円) |
| 高等学校 | 14.000円 | (札幌地区7.000円 北海道7.000円) |
| 大学   | 15.000円 | (札幌地区7.000円 北海道8.000円) |
| 職場一般 | 15.000円 | (札幌地区7.000円 北海道8.000円) |

(会計年度)

- 第 21 条
- 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする

## 第六章 付 則

(規約の改訂)

- 第 22 条
- 本規約の改訂は、総会の3分の2以上の賛同を要する。

- 第 23 条
- 本規約は、昭和53年4月1日から施行する。

平成19年4月21日一部改訂

平成21年4月25日一部改訂

平成23年4月23日一部改訂

平成25年4月20日一部改訂

平成27年4月19日一部改訂

平成28年4月23日一部改訂

平成29年4月22日一部改訂

平成31年4月27日一部改訂

令和3年4月25日一部改訂

令和5年4月30日一部改訂

令和8年4月29日一部改訂

## 加盟団体に関する登録規定

### (加盟の資格)

#### 第 1 条

- 1 吹奏楽及び管・打楽器による音楽活動をすすめている団体であること
- 2 年間を通して定期的に、練習または演奏活動を行っている団体であること
- 3 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの団体であること
- 4 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門学校、音楽専門学校の団体の加盟は認めない

### (部 門)

#### 第 2 条

- 1 部門は、小学生（注1）、中学生（注2）、高等学校、大学、職場、一般とする。
- 2 学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は、前項のそれぞれの部門に所属するものとする。
- 3 大学部門は、単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。ただし、都府県又は道内総合振興局を異にする地域に設置された分校・学部の場合は、その地域名を冠してそれぞれの地区吹奏楽連盟に加盟することができる。また、高等専門学校は大学部門に所属するものとする。
- 4 職場部門は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁（それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という）などで、勤務先もしくは組合（以下「勤務先等」という）の認可を得て設立されている団体とする。
- 5 一般部門は、上記2～4に該当しない団体が加盟できる。また、各種学校、専修学校、職業訓練校などの団体は、一般部門に所属するものとする。
- 6 任意の個人または団体が組織し、小学生・中学生で構成された団体は、その構成員が属する部門（注3）に所属する。

注1：「小学生部門」とは、学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童が参加する部門を指す。

注2：「中学生部門」とは、学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒が参加する部門を指す。

注3：小学生のみで大会に出場する場合は小学生部門への加盟登録が必要。中学生のみ、または小学生及び中学生で、中学生の部に出場する場合は中学生部門への加盟登録が必要。

### (団体の構成員)

#### 第 3 条

- 1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。
  - (1) 小学生部門 同一小学校に在籍、或いは任意の個人または団体が組織し、小学生で構成された団体に在籍している小学校児童とする。
  - (2) 中学生部門 同一中学校に在籍、或いは任意の個人または団体が組織し、中学生で構成された団体に在籍している中学校生徒とする。（活動を共にする小学校児童は認める）
  - (3) 高等学校部門 同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒は認める）
  - (4) 大学部門 同一の大学に在籍している学生とする。（高等専門学校は大学の部に属する）

- (5) 職場部門 当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。
- (6) 一般部門 自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。

2 同一人が複数の団体の団員となることは認める。ただし、本連盟が主催する各大会への参加については、それぞれの実施規定の定めるところによる。

(加盟の手続き)

#### 第 4 条

- 1 加盟団体は、札幌地区吹奏楽連盟に所属するものとする。
- 2 加盟団体は、全日本吹奏楽連盟定款、北海道吹奏楽連盟並びに本連盟の規約及び実施規定、その他の施行細則のすべてを承認するものとする。
- 3 各大会の参加団体の名称は、加盟登録の名称と一致するものとする。
- 4 継続して加盟する場合、次の各号をそろえて事務局に、定められた期日までに提出（納入）するものとする
  - (1) 加盟確認書（継続）
  - (2) 本連盟が請求する書類
  - (3) 加盟費
- 5 新規に加盟しようとするときは、次の各号をそろえて事務局に、定められた期日までに提出（納入）するものとする。
  - (1) 加盟確認書（新規）
  - (2) 連盟が請求する書類
  - (3) 加盟費

(義務)

#### 第 5 条

- 1 登録事項に変更があった場合は、1 か月以内に書面で事務局に届け出ること
- 2 本連盟の総会等、会議に出席するとともに、本連盟が主催する行事に参加・協力すること

(退会・除名)

#### 第 6 条

- 1 加盟確認書を連絡なしに期日まで提出しない団体は、任意に退会したものとする
- 2 年会費を連絡なしに納入期日までに納めない団体は、任意に退会したものとする
- 3 任意に退会した団体は、年以内に再加盟することはできない。
- 4 加盟団体が次の各項のいずれかに該当したときは、本連盟理事総会の決議を経て、札幌地区連盟理事長がこれを除名することができる
  - (1) 加盟団体としての義務を怠り、また規定等に違反し再三の注意・指導に従わないとき
  - (2) 本連盟の名誉を大きく傷つけ、団体内において法律・学則に違反する行為があったとき
- 5 既納の年会費等は、如何なる理由があっても返還しない
- 6 除名された団体は、3年以上を経たのち、本連盟理事総会の承認を得て再加盟することができる

(附 則)

- 1 この規定は、本連盟理事総会の決議（三分の二以上）を経なければ変更することができない
- 2 この規定は、令和8年4月29日より施行する

令和8年4月29日一部改定

## 札幌地区吹奏楽コンクール実施規定

### 【総 則】

- 第 1 条 札幌地区吹奏楽コンクールは、札幌地区吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して、毎年7月・8月に実施する。開催日程は原則として5日間とする
- 第 2 条 実施会場等必要事項は、札幌地区吹奏楽連盟常任理事会でこれを定める
- 第 3 条 参加部門及び人数は次のとおりとする
- |                |   |     |       |
|----------------|---|-----|-------|
| (1) 小学生の部      |   |     | 自由とする |
| (2) 中学生の部      | ア | A編成 | 50名以内 |
|                | イ | B編成 | 30名以内 |
|                | ウ | C編成 | 20名以内 |
| (3) 高等学校の部     | ア | A編成 | 55名以内 |
|                | イ | B編成 | 30名以内 |
|                | ウ | C編成 | 20名以内 |
| (4) 大学の部       |   |     | 55名以内 |
| (5) 大学小編成の部    |   |     | 35名以内 |
| (6) 職場・一般の部    |   |     | 65名以内 |
| (7) 職場・一般小編成の部 |   |     | 35名以内 |

なお、指揮者はこの人数に含まれない

### 【資 格】

- 第 4 条 定められた期間内に本連盟及び北海道吹奏楽連盟に加盟費を納入した団体に限り参加できるものとする
- 第 5 条 各部門の参加資格は次のとおりとする
- (1) 小学生の部
- 小学校に在籍している児童とする  
参加形態は以下のとおりとする
- ① 単独校 従来どおりの参加形態
  - ② 合同バンド  
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体
  - ③ 地域バンド  
任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>で構成された団体
- (2) 中学生の部
- 中学校に在籍している生徒とする（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生<sup>※1</sup>の参加は認める）  
参加形態は以下のとおりとする
- ① 単独校 従来どおりの参加形態
  - ② 合同バンド  
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体

### ③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>、中学生<sup>※2</sup>で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める

### (3) 高等学校の部

高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生中学生の参加は認める）  
参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

以下の条件のもと単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、各々の学校長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校として本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

### (4) 大学の部、大学小編成の部

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする（大学院生を含む。高等専門学校は大学の部に属する）

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない

### (5) 職場一般の部、職場一般小編成の部

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第7条に該当するメンバー及び職業演奏家の参加は認めない

### (6) その他

第5条 (1) (2) (3) の②に該当しない団体の参加については、常任理事会でこれを検討し、参加の可否を決定する

※<sup>1</sup> 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう

※<sup>2</sup> 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう

第6条 1) 指導者並びに指揮者の資格についての制限はなく、加盟団体の長が認めた者とする

2) 課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること

3) 同一部門において指揮することができるのは1団体とする

第7条 同一奏者が2つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める

第8条 編成は次のとおりとする

① 課題曲はスコアに指定された編成とする。ただし、欠けてしまう楽器及びパートがある場合は、スコア編成内で他の楽器で代用することを認める。その場合は次のことに従う

ア 欠けてしまう楽器の音域を変えないで演奏できる楽器がある場合は、その楽器で代用する

イ 上記アの楽器がない場合は、スコアに示された楽器で代用する

※詳細については、年度毎に掲載している全日本吹奏楽連盟ホームページの「全日本吹奏楽コンクールについてのQ&A」で確認すること

② 自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器とする。ただし、コントラバス、ピアノ、ハープの使用は認める。また、歌声については、スキヤット・ハミングは認めるが、歌詞は認めない

なお、小学生、中学生・高等学校のB・C編成及び、大学・職場一般の小編成については、エレキベースの使用を認める（東日本学校吹奏楽大会ではエレキベース使用不可）

第9条 加団体の資格に疑義ある時は、出場停止、または入賞を取り消すことがある

### 【課題曲・自由曲、演奏時間及び演奏順】

第10条 演奏時間は次のとおりとする。

- 1 中学生・高等学校のA編成、大学、職場一般の各部門は課題曲、自由曲を含めて12分以内とする
- 2 中学生・高等学校のB編成、C編成は自由曲のみとし、B編成は7分以内、C編成は6分以内とする
- 3 小学生、大学・職場一般の小編成は自由曲のみとし、小学生は6分以内、大学・職場一般の小編成は7分以内とする

第11条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第12条 演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない

第14条 演奏順は、吹奏楽コンクール代表者会で出演順抽選を行い決定する

### 【地区代表】

第15条 各部門とも、中学生・高等学校A編成、大学、職場一般は3団体以上、小学生、大学・職場一般の小編成は6団体以上、中学生・高等学校B編成は7団体以上、中学生・高等学校C編成は9団体以上参加した場合は、2団体推薦することができる。以下、倍数毎に1団体加算するものとする。ただし、中学生・高等学校A編成は出場団体数にかかわらず2団体を推薦することができる

第16条 前年度全日本吹奏楽コンクールに出場した団体の地区は1団体加算して出場できるものとする。ただし、中学生の部A編成、高等学校の部A編成のみとする。

第17条 北海道大会において中学生・高等学校のA編成、大学、職場・一般の最優秀団体は、全日本吹奏楽コンクールに出場できる。ただし、出場数は全日本吹奏楽連盟が定める実施規定に準ずる。

小学生、中学生B編成、高等学校B編成の最優秀団体は、東日本学校吹奏楽大会に出場できる。ただし、出場数は東日本学校吹奏楽大会企画委員会が定める実施規定に準ずる。

第18条 参加費用は各団体の負担とする

### 【審査】

第19条 審査は札幌地区吹奏楽コンクール審査内規による

第20条 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する

**【表彰】**

第21条 表彰は各部門とも金、銀、銅とする

**【その他】**

第22条 この規定は常任理事会の議決により改定することができる

第23条 この規定は昭和58年6月1日から実施する

平成2年4月21日一部改訂  
平成10年4月30日一部改訂  
平成11年4月30日一部改訂  
平成16年4月24日一部改訂  
平成19年4月21日一部改訂  
平成21年4月25日一部改訂  
平成23年4月23日一部改訂  
平成29年4月22日一部改訂  
平成31年4月27日一部改訂  
令和3年4月25日一部改訂  
令和5年4月30日一部改訂  
令和8年4月29日一部改訂

# 札幌地区管楽器個人コンテスト・アンサンブルコンテスト 実施規定

## 【総 則】

- 第 1 条 札幌地区管楽器個人・アンサンブルコンテストは、札幌地区吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して実施する
- 第 2 条 実施会場等必要事項は、本連盟常任理事会でこれを定める
- 第 3 条 エントリーは同一団体の団員から 1 個人・1 グループの出場とする

## 《アンサンブルコンテスト》

### 【実施部門・人員】

- 第 4 条 実施部門は次のとおりとする。  
① 小学生の部 ② 中学生の部 ③ 高等学校の部 ④ 大学の部 ⑤ 職場・一般の部
- 第 5 条 アンサンブルの参加人数は、3 名以上 8 名以内とする

### 【参加資格】

- 第 6 条 本連盟加盟の小学生、中学生、高等学校、大学、職場、一般の同一団体の団員とする
- 第 7 条 札幌地区コンクール実施規定第 5 条に準ずる。また、同一奏者が 2 つ以上の団体に重複して出場することは認めない

### 【演奏・審査】

- 第 8 条 楽器の編成は次のとおりとする。
- 1 木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない
  - 2 同一パートを 2 人以上の奏者で演奏することは認めない
  - 3 独立した指揮者は認めない
- 第 9 条 出場するグループは自由曲 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も 1 曲とみなす。
- 第 10 条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。
- 第 11 条 演奏時間は 5 分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない
- 第 12 条 演奏順は、個人アンサンブルコンテスト代表者会議で出演順抽選を行い決定する
- 第 13 条 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 第 14 条 審査・表彰は札幌地区管楽器個人・アンサンブルコンテスト審査内規に合わせる

### 【地区代表】

- 第 15 条 各部門毎 8 団体以上参加した場合は、2 グループ推薦することができる  
以下、倍数毎に 1 団体加算するものとする
- 第 16 条 参加に要する費用は、各グループの負担とする

## 《管楽器個人コンテスト》

- 第17条 実施部門は次のとおりとする  
① 小学生の部 ② 中学生の部 ③ 高等学校の部 ④ 大学・職場・一般の部
- 第18条 参加資格・演奏及び審査については、アンサンブルコンテストに準ずる  
ただし、地区代表は部門毎に木管または金管のいずれかを1名を推薦できる  
また、伴奏者については自由とする
- 第19条 個人コンテストは北海道大会までとする
- 第20条 参加に要する費用は、各グループの負担とする

## 【附 則】

- 第21条 参加団体（者）の資格に疑義ある時は出場停止、または入賞を取り消すことがある
- 第22条 コンテスト実施に当たっては、その年毎に常任理事会において実行委員会を組織し、理事長がこれを委嘱する
- 第23条 この規定は常任理事会の議決により改定することができる
- 第24条 この規定は令和8年4月29日から実施する

\*以下の事業については、札幌地区大会は開催せず、北海道吹奏楽連盟の実施規定に準じる

- ・北海道小学生バンドフェスティバル
- ・北海道マーチングコンテスト

# 表彰に関する規定

表彰に関する規定を次のとおり定める

(表彰の種類)

第 1 条 表彰の種類は感謝状とする。

(感謝状)

第 2 条 1) 部外者または部外団体で本連盟の事業に協力し特別な功績があった者  
2) 吹奏楽の発展に尽力し、連盟として推奨すべき特別な業績があった者  
3) 本連盟役員として一定期間以上従事した者

(認定)

第 3 条 表彰の認定は、常任理事会の議を経て決定する

(表彰基準)

第 4 条 表彰の基準は下記の 1) ~ 3) に準じて選考する

1) 感謝状の基準

- ① 本連盟の活動に支援、協賛した法人(団体)・企業
- ② 本連盟の役員を5年以上勤続し、本連盟の役員を退任した者
- ③ 第2条1) 2) を具体的な事例に従って検討する

2) 対象者が不適切行為を行ったと判断される場合は、選考の対象としない

(表彰様式)

第 5 条 1) 表彰の書式は被受賞者の氏名に様をつけ、授与者は理事長名とする。  
2) 表彰には記念品を贈ることができる。

(勤続年数の換算)

第 6 条 勤続年数の評定は第4条1) ~ 2) に準じて換算する  
なお、表彰する年の年度はカウントしない  
前回表彰がなく、継続される場合はカウントする

(表彰の場所)

第 7 条 表彰は原則として理事総会、当該事業の会場などの公の場で授与する

(附 則)

第 8 条 1) この規定は理事総会の議決を経なければ変更することができない  
2) この規定は令和8年4月29日より施行する

## 理事長選挙に関する規定

札幌地区吹奏楽連盟規約第三章、第7条により理事長選出に関する規定を次のとおり定める

### 第1条（選挙の期日）

役員選挙は、任期終了の2か月前までに規定にもとづき完了する

### 第2条（選挙管理委員会）

- 1 選挙の事務は選挙管理委員会が行う。但し、選挙管理委員が選出されるまでの事務は事務局長が代行する。
- 2 委員は3～5名とし、理事会が委嘱し、委員長は委員の互選とする

### 第3条（選挙の告示）

告示は、選挙の1か月前までに行う

### 第4条（選挙権及び被選挙権）

選挙権及び被選挙権は理事（各団体の代表者1名）にある

### 第5条（候補者の届出）

候補者は、理事10名以上の推薦者を必要とし、選挙管理委員会が発行する推薦書に必要事項を記入の上、決められた期日までに、選挙管理委員会にこれを提出する

### 第6条（選挙公報）

選挙管理委員会は、候補者の氏名・略歴・抱負等を記載した選挙公報を投票用紙と共に各理事に郵送する

### 第7条（投票権）

投票権は全理事にある

### 第8条（選挙の方法）

候補者が複数の場合は投票とし、候補者が一人の場合は無投票でこれを当選とする

### 第9条（投票の方法）

投票は郵送で行う。具体的な方法は選挙監理委員から出される

#### 第10条（開票）

- 1 投票用紙受付を終了したら、ただちに選挙管理委員会が開票する
- 2 選挙管理委員会は投票総数の確認・有効無効の区別をし、候補者別得票数を数え、これを記録する

#### 第11条（当選者の決定）

得票数の多い者を当選とし、同数の場合は決選投票を行う

#### 第12条（選挙結果の発表）

選挙管理委員長は選挙の結果を総会で発表する

#### 第13条（付 則）

- 1 この規定は理事総会の議決を経なければ変更することが出来ない
- 2 この規定は平成3年1月15日より施行する

平成10年4月30日一部改訂

平成11年4月30日一部改訂

平成19年4月21日一部改訂

平成23年4月23日一部改訂

令和 8年4月29日一部改訂